

農地法第3条許可申請について

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会(または都道府県知事)の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

(1)今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に利用すること
(すべて効率利用要件)

⇒耕作に必要な機械の所有状況、労働力・技術の有無、違反転用・耕作放棄地の有無について確認

(2)法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)

⇒売上の内訳や議決権、農作業従事者等について確認

(3)申請者または世帯員等が必要な農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)

⇒農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数について確認(年間150日程度が目安)

(4)今回の申請農地の周辺の農地利用に支障がないこと(地域との調和要件)

⇒周辺農地の集約化や水利用、農薬使用への影響の有無について確認

※他にも許可及び判断基準があります。事前に農業委員会までご相談ください。

○下限面積要件の撤廃について

令和5年4月1日施行の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」により、農地法第3条の許可基準が変更されます。

主な変更点として許可基準の一つであった、受け手(買い手・受贈者・借り手)の許可後の経営する面積が一定以上であること【下限面積要件:富士市では30アール(3,000㎡)】が撤廃されます。これは、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として行われるものです。

また、今回の改正により、新規就農希望者(副業的に営もうとする方を含む)であっても許可の対象となること、自家消費目的でも許可可能であることが明示されましたが、同時に耕作の具体的な内容を明らかにしない場合や、農地の一部のみで耕作を行う場合、近傍類似農地の生産性と比較して著しく劣る場合は、農地のすべてを効率的に使用しているとは認められないということも明示されています。

新規就農希望者の場合、現に農業経営を行っている方に比べて確認させていただく内容が多くなりますので、必ず事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

○農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

富士市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは裏面のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての事前相談



申請書の記入

必要書類の入手



申請書提出前の再確認



申請書の提出／受付
(原則毎月 20 日締切)

※農業委員会事務局までお越しください。

※事前相談や申請書の記入などにつきましては、本人でも可能ですが、行政書士に依頼する(有料)ことをおすすめします。

※申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。申請書は農業委員会事務局またはホームページより様式のダウンロードができます。なお、記入にあたっては別添の記載例をご参照ください。

※別添の必要書類一覧をご参照ください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記載例や必要書類チェックリストでご確認のうえ、農業委員会事務局にご相談ください。

※農業委員会事務局までお越しいただき、申請書の提出をお願いします。(20 日が閉庁日の場合は、直前の開庁日になります。)

農業委員会等の流れ(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は 28 日です。)

申請書の提出／受付



申請内容の審査

農業委員会
(原則毎月 10 日頃)



許可書の交付

※原則毎月 20 日受付締め切りです。

※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

※農業委員会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※許可書の発行準備が整い次第ご連絡致しますので、農業委員会事務局までお越しください。